

■介護保険のサービスを利用するまでの流れ

介護保険のサービスが必要になったら・・・

施設入所や在宅サービス（ヘルパー・デイサービス・デイケア・福祉用具・住宅改修など）を利用したい時は・・・

① 申請

大空町役場 福祉課  
健康介護グループ、  
又は東藻琴総合支所  
住民福祉課福祉グループへ「要介護・要支援認定」の申請を



② 認定調査

役場・総合支所担当課の保健師または認定調査員が訪問し、心身状況の調査を行い、全国共通の調査票に沿ってどのくらいの介護が必要かを調査します。《一次判定》

※主治医意見書作成のための受診が必要となります

③ 審査・判定

訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が全国一律の基準により審査・認定します。《二次判定》

④ 非該当

（自立）

地域支援事業等の介護予防・福祉サービスが受けられる場合があります。役場または総合支所担当課にご相談ください。

申請に必要なもの

- ・印かん（要介護・要支援認定申請書は役場・総合支所にあります）
- ・介護保険被保険者証（第1号被保険者：65歳以上の場合）
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者：※40～64歳の場合）  
※該当となる病名が決められていますので、ご相談ください。



⑤ 在宅サービスの利用を希望される場合

要支援1・2の認定を受けた方は地域包括支援センターで、要介護1～5の認定を受けた方は居宅介護支援事業所でサービスの調整を行います。  
（事業所は55ページのリストをご参照ください）

④ 認定

原則として、申請から30日以内に認定結果が通知

認定結果に「不服」がある場合

再審査を求めることが可能です。役場または総合支所担当課へお申し出ください。

⑤ 施設入所を希望される場合

役場または総合支所担当課にご相談ください。



認定の有効期間内に心身の状況が変化したら・・・？

再審査を求める「区分変更申請」を行うことが可能です。役場または総合支所担当課にご相談ください。

⑧ 在宅サービスの利用開始

サービス事業所と契約を行います。介護・介護予防サービス計画書に基づいてサービスを利用します。

※サービス費用は一定割合（1割 ※2割・3割の場合もあります）が利用者負担となります。役場または総合支所より「負担割合証」が交付されますのでご確認ください。  
※サービス利用の変更は、担当の介護支援専門員（ケアマネ）にご相談ください。

⑨ 更新の申請

介護認定の有効期間は6か月～4年間です。引き続きサービスを利用したい場合は認定の更新手続きが必要です。期限が近づいた方には役場または総合支所からご連絡します。



⑦ サービス担当者会議

本人、家族、介護支援専門員（ケアマネ）、役場保健師、サービス事業所担当者等が集まり、打ち合わせます。

⑥ 介護・介護予防サービス計画書の作成及び契約

居宅介護支援事業所または地域包括支援センターと契約し、担当介護支援専門員（ケアマネ）にサービス計画書の作成を依頼します。⇒介護支援専門員（ケアマネ）と本人・家族が相談し、サービス計画書を作成します。